

随意契約理由書

件名	下畑町法面復旧工事	
契約の相手方	安場建設株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当	
随意契約の理由	<p>本件工事は、平成30年7月豪雨により、垂水区下畑町において私道路下法面が土砂崩れを起こし、現在、通行止めとなっている箇所を県単独災害復旧補助治山事業にて復旧しようとするものである。</p> <p>令和元年7月26日開札で制限付一般競争入札に付したところ、応札者なしで入札中止となったが、再度、豪雨等が来襲すれば、さらなる被害が発生する危険性が高いため、早期に恒久対策を行う必要があり、再度の入札に付す時間的余裕はない。</p> <p>そこで、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当するため、上記業者に本工事を随意契約し、速やかな現場着手を図ることとする。</p> <p>なお、上記請負人は、神戸市建設協会の会員で、防災工事の実績が豊富であるため、資材調達など臨機な対応ができ、緊急かつ確実な施工が期待できる。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局防災部防災課	(電話番号 595-6356)